

## 広島県告示第七十二号

平成二十九年広島県告示第八十六号（土砂災害警戒区域等の指定）及び令和五年広島県告示第千四十四号（土砂災害警戒区域等の指定）で土砂災害特別警戒区域として指定した区域のうち、次の区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の規定による特定開発行為に係る対策工事等が完了した。

令和八年一月二十九日

広島県知事 横田美香

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
物見山A（八八七一二）、屋田越（八八六）
- 二 開発区域の名称及び所在地

### 1 名称

物見山A（八八七一二）、屋田越（八八六）

### 2 所在地

広島県廿日市市物見東一丁目三五一五番二外一七筆

### 三 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

#### 1 住所

広島県広島市西区古江上二丁目四三一番一

#### 2 氏名

有限会社美咲総興業 代表取締役 江野口 智昭

### 四 特定開発行為検査済証交付年月日

令和七年十二月二十五日